



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○子ども・子育て支援法施行規則及び内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令  
(内閣府四四)

〔府令・省令〕

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
(内閣府・文部科学・厚生労働二)

〔省 令〕

○法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令 (法務・厚生労働四)  
○財務省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令 (財務五四)  
○国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通五三)

〔告 示〕

○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件 (内閣府三〇四九)  
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件  
(内閣府・文部科学・厚生労働二)  
○紛失の届出により失効した旅券の告示 (外務三三二)

〔公 告〕

諸事項  
裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
西日本高速道路株式会社工事開始関係  
地方公共団体  
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

府

令

○内閣府令第四十四号

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)及び子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則及び内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

子ども・子育て支援法施行規則及び内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令  
 第一条 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	改 正 前
<p>別表第一（第五十条、第五十二条関係）            「一～三 略」            四 教育・保育等の内容に関する事項            「イ・ロ 略」            ハ 異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満三歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を行う事業者に限る。）            ニ 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあつては、その旨を含む。）            ホ 施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項            ヘ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況            ト 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項            チ 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等            リ その他道府県知事が必要と認める事項            「五・六 略」</p>		<p>別表第一（第五十条、第五十二条関係）            「一～三 同上」            四 教育・保育等の内容に関する事項            「イ・ロ 同上」            「号の細分を加える。」            ハ 〔同上〕            ニ 〔同上〕            ホ 〔同上〕            ヘ 〔同上〕            ト 〔同上〕            チ 〔同上〕            リ 〔同上〕            「五・六 同上」</p>	<p>備考 表中「」の記載は注記である。</p>
<p>第二条 内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。            次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。</p>			
<p>（国家戦略特別区域法第二十四条の四の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十条第二項の内閣府令で定める方法）</p>			
<p>第一条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二十四条の四の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用又は公報への掲載とする。</p> <p>（国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の読替え）</p>		<p>国家戦略特別区域法第二十四条の四の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用又は公報への掲載とする。</p>	
<p>第二条 法第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>〔条を加える。〕</p>	

<p>第三十九条第二項</p>		<p>第二条第二十二号</p>
<p>総数が</p>	<p>、満一歳</p>	<p>特定利用地域型保育を</p>
<p>総数（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」と</p>	<p>定めるものとする。この場合において、同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員については、満一歳</p>	<p>特定利用地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）を除く。）を</p>

<p>第四十二条第四項</p>	<p>特定地域型保育事業者</p>	<p>特定地域型保育事業者（満三歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）</p>
<p>第四十二条第一項</p>	<p>事項</p>	<p>事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項）</p>
<p>第四十条第二項</p>	<p>支給認定子ども</p>	<p>支給認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）を含む。）</p>
<p>第四十条第一項</p>	<p>法第五十四条第一項</p>	<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項</p>
<p>第五十一条第二項</p>	<p>場合にあつては当該特定利用地域型保育</p>	<p>場合又は特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育</p>
<p>総数を</p>		<p>総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあつては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の法第二十九條第一項の確認において定められた利用定員の総数）を</p> <p>が いう。）における利用の申込みに係る支給認定子ども及び当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している支給認定子どもの総数）</p>

<p>第三十七条第二項</p>	<p>内閣府関係国家戦略特別区域 法施行規則（平成二十七年内 閣府令第四十九号）第二条第 一項の規定により読み替えて 適用する第三十七条第二項</p>	<p>支給認定子ども</p>	<p>支給認定子ども（特定満三歳 以上保育認定地域型保育を提 供する場合にあつては、当該 特定満三歳以上保育認定地域 型保育の対象となる同号に掲 げる小学校就学前子どもに該 当する支給認定子どもを 含む）</p>	<p>第三十七条第二項</p>	<p>内閣府関係国家戦略特別区域 法施行規則第二条第一項の規 定により読み替えて適用する 第三十七条第二項</p>
<p>2 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第三十七條第二項</p>	<p>第二十六条</p>	<p>法第二十九条第二項の規定に 基づき、満三歳未満保育認定 地域型保育</p>	<p>第三十九条</p>	<p>法第四十三条第一項</p>
<p>第三十九条第七号</p>	<p>小学校就学前子どもの数</p>	<p>第三十九条</p>	<p>小学校就学前子どもの数（特 区法第十二条の四第四項の 規定により読み替えて適用す る法第四十三条第一項</p>	<p>小学校就学前子どもの数（特 区法第十二条の四第一項に規 定する国家戦略特別区域小規 模保育事業（以下「国家戦略 特別区域小規模保育事業」と いう）を行う地域型保育事業 所にあつては、法第十九条第 一項第二号及び第三号に掲げ る小学校就学前子どもの区分 （同号に掲げる小学校就学前 子どもの区分にあつては、満 一歳に満たない小学校就学前</p>	

<p>第三十九条第十三号</p>	<p>法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども</p>	<p>特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども(特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)</p>
<p>第四十条第四号</p>	<p>小学校就学前子どもの数</p>	<p>小学校就学前子どもの数(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同号に掲げる小学校就学前子どもに満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数)</p>
<p>第四十一条第三項</p>	<p>区分</p>	<p>区分(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあつては、法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数)</p>
<p>第五十七条第二項第一号</p>	<p>満三歳以上保育認定子ども(令第四条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。)</p>	<p>満三歳以上保育認定子ども</p>

備考 表中「」の記載は注記である。

附則  
この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年九月二十二日)から施行する。